

平成 28 年 6 月 24 日

西尾市長 榊原康正様

西尾市議会議員
鈴木規子



公共施設再配置第 1 次プロジェクト仮契約書の取扱について

6 月 23 日付けで、標題の件について、私が情報を漏洩したとして、事情説明を求められましたので、回答します。

記

1. 私が依頼した「弁護士の意見書に、仮契約書の引用条文が掲載されているにも関わらず、6 月 21 日の記者会見に資料として配布した」ことを漏洩内容とされています。

しかしながら、市議会では、会議を「秘密会」とはしていません。市長は、議会が審議を秘密会にしたと思っておられるようですが、市議会は決して秘密会にはしていません。

2. 加えて、この意見書に掲載されている引用条文は、17 日に開催の企画総務委員会で、既に質疑されたもので、公知の事実となっています。したがって、21 日の時点では、新たな情報の漏洩とはなりません。

また、事業契約書（案）として、市が昨年 3 月 31 日付けで公表している内容ですから、この点においても、情報漏洩とはいえません。既に公開済みの内容は周知の事実といえます。

3. 議案審議の参考資料として、市議会議員にだけに秘密資料として配布したとの主張について

議案は、特定事業の契約についてでありますから、仮契約書そのものが提出されなければなりません。本来、提出すべき仮契約書を、市が業者と勝手に秘密資料としたものであり、それをして、市長が、議会および議員に秘密とすることを強制する権限はありません。

4. また、市は業者から抗議を受けたといえます。しかし、仮契約書第 154 条は、まさに、業者の利益を必要以上に過大に優先した条項であり、およそ、他の PFI 事業契約ではあり得ない「秘密の範囲を不当に拡大したもの」です。そしてまた、この秘密保持義務は、契約締結後も継続するとされていることは、モニタリングをも有名無実にする反市民的条項であります。

国のガイドライン等でも示されているように、速やかに公開されるべき契約内容を、契約締結後も、全部秘密とし続ける条項を受け入れるなどは、市としても、また、市長としてもあるまじき業者への迎合であり、市民への背信行為でもあります。

市長は、3 月本会議においても、各種説明会等においても、「仮契約が済んだら出します、内容を説明します」と約束しているのです。しかも、仮契約の

内容は、議会には一片の断りもない大幅な変更を伴うものであったこと、それらについて説明もないことは言語道断です。

5. 以上のことから、私の行為をしてモラルに欠ける、市の信用を失墜させたなどという主張は事実無根であり、むしろ、市民に対するモラルに欠けるのは、市長の方であり、市民の市に対する信用を失墜させたのもまた、市長の方であります。上記申入れは、不当に私の名誉を損なうものであることから、ここに嚴重に抗議いたします。

以上